

全建労発第 41 号

平成 28 年 8 月 8 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より別添のとおり、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」通知がありました。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内 8 時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものとなっております。

つきましては、貴協会会員企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、諸経費を適正に考慮する等、公共工事設計労務単価の意味をご理解いただき、適切な取扱いが図られますよう、貴協会会員企業に対し周知方よろしくお願い申し上げます。

また、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費等）を試算、加算した金額（参考値）が公表されておりますので、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

担当：労働部 又木